

# 令和5年度 服装・頭髪のきまりについて（内規を含む）

甲府市立富竹中学校生徒指導部

## 1. 服装のきまり

### 【男子】

#### ①上衣

（夏） 白ワイシャツまたは半袖開襟シャツ

※下着を必ず着用すること。

※ボタンドアウンは禁止とする。

※カーディガン・ベスト類を上に着用しない。

ワイシャツの下に夏の体育着は着ない方が望ましい。（衛生上）

（冬） 標準型学生服

※ボタンは、Ⓜのついた標準のもの。平たいもの、色のついたものは禁止。

譲り受けた制服等で校章がついていない物については、業者（甲斐絹屋）に校章をつけてもらうこと。（有料）  
生徒指導主事に申し出る。

#### ②ズボン

標準型学生ズボン

※ストレート型で、裾幅は19cm～24cmのものとする。

※ワンタックのズボンは許可制とする。（許可を望む者は、担任を通して許可をとる。）

※ズボン、ベルトは黒または茶とし、幅は太すぎも細すぎもないようにする。サスペンダーは禁止。

スタッズの使ったもの、止め穴が2つ以上あるものや穴に金具がついているものの使用は禁止。

#### ③学生服の下に着るもの

白ワイシャツ又は白Tシャツ・トレーナー・白ポロシャツとし、必ず着用する。

トレーナーについては、白、黒、紺、グレーとする。（ワンポイントまで可）

※中着のセーター、ベスト類は上記の上に着用してもよいが、白、黒、紺、グレーとする。（ワンポイントまでは可）

#### ④靴下

白、黒、紺、グレーの無地のものとする。（ワンポイントまでは可）

### 【女子】

#### ①上衣

（夏） ○学校指定の夏の制服

※学校指定のネクタイをつける。 ※カーディガン・ベスト類を上に着用しない。

（冬） ○学校指定の冬の制服 ※他は夏に同じ。

#### ②スカート

○制服のもの

※スカート丈は膝が必ずかくれることと膝立ちをしたとき折れまがった裾が10cm以内となるようにする。（膝立ちをしたときにスカートが床に着くこと。）

#### ③制服の下に着るもの

○肌着は、必ず着用する。

※セーター、ベスト、Tシャツ、トレーナー類は、肌着の上に着用してもよいが、白、黒、紺、グレーのものとする。

（ワンポイントまでは可）

#### ④靴下

○白ソックスとする。冬はストッキングまたはタイツ（黒）を着用することが望ましい。（冬場に黒ストッキングの上にソックスを着用する場合は、黒ソックスとする。（ワンポイントまでは可）

## 【男女共用】

### ①名札

登校し、教室に入ったらアクリル製の名札を制服の左胸につける。下校前に取り外し、教室の所定の位置に保管する。

### ②上履き

学年色の入った学校指定のもの。《令和5年度 1年・赤 2年・緑 3年・青》

※学年、組、姓を記入しておく。※かかとを踏まない。

### ③下履き

靴は、白地の運動靴で、ライン入り等も可とする。

※ただし、体育ができる運動靴であること。→スニーカーやハイカット等は禁止。

※学年組、姓を記入しておく。 ※かかとを踏まない。

※くつひもの色については問わない。

### ④カバン

学校指定のカバンとする。

※令和5年度新入生から新しいタイプに切り替わるので、しばらくの間は新旧タイプの併用となる。

※第1カバンは、背中に背負う。

※シールを貼ったり、いたずら書きをしたりしない。

※マスコット等をつるさない。（お守り類を1個までは可とする。）

※セカンドバッグは学校指定のものとする。（基本は、学校指定の第1カバンが優先）

### ⑤その他

○コートは黒・紺・グレーの無地のPコート、ダッフルコート。またはこれに準ずるもので許可を得たもの。

※令和3年度より、ジャンパー、ウインドブレーカー、ダウンジャケット類（派手な柄やデザインでないもの）と部で揃えたウエア等も防寒着として認めるようになった。

※防寒着の着用期間は、12月～3月、時期が近づいたら通知を配付する。（※状況により前倒しする。）

○マフラー（ネックウォーマー）と手袋は、適時着用してよい。

○膝掛け、ブランケット等は、許可制で使用できる。※一昨年度よりコロナ対策として暖房を入れるときも換気しなければならぬ関係で。

○熱中症（暑さ）対策として、登下校中や屋外の部活動中に帽子（キャップ型）をかぶってもよい。ただし、使用する目的を考え、ファッション性のある物は避けること。（制服や体育着に合わない。）

○ハイネックのシャツは着用しない。

○雨の日は、長靴等を履いてくることが望ましい。長靴を履いてきたときは、下駄箱の中には入らないので、下駄箱の上に置くこと。

## 2. 頭髪のきまり

### 【男子】

1. 前髪は自然の形で、目にかからない程度とする。
2. すそは、襟にかぶさらないようにする。
3. 髪を染めたりパーマをかけたりしない。ツーブロック等は禁止。
4. 油類・整髪料等はつけない。ワックス等禁止。

### 【女子】

1. 前髪については男子と同じ。俗に言う「触角」は禁止。
2. 後ろの髪は肩の線より長くなったら切るか結ぶ。編み込みや俗に言う「お団子」は禁止。
3. ヘアピンや髪を結ぶゴムは黒紺茶のものとする。俗に言う「パッチン止め」は禁止。
4. リボンやヘアバンド、カチューシャ等はつけない。
5. 髪を染めたりパーマをかけたりカールしたりしない。

※服装、頭髪等に不都合がある場合は、再登校させる指導を行う。